

# 令和 8 年度 沖縄市生活困窮者学習支援事業

## 概要仕様書

### 1 事業目的

本事業は沖縄市内の被保護世帯並びに準要保護世帯のこども（以下、「支援対象者」とする）及びその保護者を対象に、高校進学に向けた学習支援や養育支援など包括的な支援を実施し、基礎学力及び学習意欲の向上、こどもの健全育成を図ることを目的とする。

### 2 委託事業名

沖縄市生活困窮者学習支援事業

### 3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4 委託業務の実施場所

本市にて、令和 8 年 1 月 1 日時点において受託者が設置運営している学習教室 1 か所以上で、支援対象者を通塾させ、学習支援や養育支援など包括的な支援を実施するものとする。

### 5 支援対象者

本事業の支援対象者は、次の条件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 沖縄市内の被保護世帯の中学生及びその保護者
- (2) 沖縄市内の準要保護世帯の中学生及びその保護者
- (3) (1) (2) 以外のその他世帯で市が支援を認めた者及びその保護者

### 6 支援予定人数

協議のうえ、別に定めるものとする。

### 7 業務内容

沖縄市保護管理課と連携し以下の業務を行うこととする。また、業務を通して共に支援対象者が抱える課題解決への包括的な支援を行うものとする。

#### (1) 学習支援

個々の学力に応じた集合型（少人数単位のグループ学習）の学習支援又は個別指導型の学習支援を行うものとするが、指導形態については本市と協議の上決定する

ものとする。

ア 実施回数

実施回数は、週 3 日以上、かつ 1 日につき 2 時間程度の授業を行うものとするが、詳細については本市と協議の上決定するものとする。

イ 学習内容

勉強の習慣付けや学び直しによる基礎学力の定着、高等学校進学に向けた受験指導等、対象者の状況に応じた支援を行うものとする。

なお、高校受験科目 5 教科を実施するものとし、科目別で実施回数は異なっても構わない。また、中間・期末テスト対策や夏期・冬期講習を含める他、中学 3 年生については適宜模試を実施し、学力の推移を確認し受験対策に取り組むものとする。

ウ 学習支援プランの作成

支援対象者及び保護者と面談を行い、本人の学力にあった計画（支援目標）を立て、基礎学力の向上及び学習意欲の喚起につながるよう支援を行うものとする。

エ 進路相談

高校進学に向けた進路を考えるきっかけづくりのため、保護者も含め定期的に面談を行うものとする。

オ 自習スペースの設置

授業以外の時間も有効活用するため、可能な範囲で自習スペースを設置し、授業前や休日の際の自主学習の環境を整えるものとする。

カ 実施方式

原則、教室での対面授業によるものとするが、特別な事業がある場合に限り、スマートフォンや PC のアプリケーションを活用し、遠隔地からの授業の実施を認めるものとする。

キ 達成目標

(ア) 支援対象者の高校進学率を 95% 以上とする。

(イ) 学習教室への出席率を 85% 以上とする。

(ウ) 支援対象者の学力テスト点数増加率を 10% 以上とする。

ク その他

学習支援の効果が上がるための工夫を適宜行うものとする。

## (2) 養育支援等

沖縄市保護管理課のこども支援員と連携し、以下の通り養育支援を行うものとする。

ア 正当な理由なく出席率が低い（70% 以下）、又は成績が伸び悩んでいる等の課題を抱えた支援対象者へ早期にアプローチする。手法については電話連絡を基

本とし、必要に応じて面談等により世帯の実態把握を行うなど、適切かつ迅速に支援するものとする。

- イ 保護者に対して、子どもの養育に必要な知識、進学に必要な公的支援等の情報提供を行うものとする。
- ウ 複合的な課題（生活が困窮している状態等）を抱える世帯については、本市と協議の上、自立相談支援機関等（沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンター）との連携を図るものとする。
- エ その他、保護管理課のこども支援員と連携し、必要な支援を行うものとする。

### （3）周知広報活動

受託事業者は市内の中学校生徒に対し事業の周知を行うなど、利用促進を図るものとする。

### （4）その他

- ア 学習支援の実施に伴い、支援対象者の個性、育ってきた環境等を十分に理解し、子どもの健全育成のための支援を行うものとする。
- イ 入塾の際は、支援対象者と保護者が沖縄市保護管理課にて手続きを行い、利用決定後に塾での面談を経て通塾を開始するものとする。
- ウ 通塾先については申込み先着順で支援対象者が希望する塾を選択するものとする。

## 8 人員配置について

業務管理者、業務担当者をそれぞれ 1 名以上配置すること。なお、業務管理者及び担当者によって本市との連絡調整や事業の進行管理等を行うものとする。また、講師については雇用契約を交わすものとし、配置人数を問わない。

## 9 実施計画書

（1）受託者は、業務開始にあたり実施計画書を予め作成し、契約締結後 14 日以内に本市に提出して承認を受けなければならない。また、実施計画に変更が生じる場合は、事前に本市の承認を得るものとする。

（2）実施計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 業務実施体制  
各業務担当者氏名、役割、連絡体制（緊急時を含む。）等を記載した体制図等
- イ 実施スケジュール（月間、年間）
- ウ その他、業務実施にあたって必要な事項等で本市が必要と認める事項

## 10 業務報告

### (1) 連絡会の開催

- ア 沖縄市保護管理課において、月1回連絡会を開催し、生徒の出席状況等を個別の月報により報告するものとする。
- イ 他区域の受託事業者も含めた連絡会を必要に応じて開催し、双方の課題解決に向けた話し合いや実施手法の向上に努めるものとする。

### (2) 月間報告書等

学習支援を行った月ごとに、支援対象者の月間報告書を作成し、毎月開催する連絡会にて提出するものとする。報告書等は次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 学習支援の実施状況（支援対象者の出席回数や学習態度、学習内容、学力等の個別支援の内容、全体の出席率、月途中入塾時の按分割合等）
- イ その他支援対象者の状況（進学希望先、その他特記事項等）

### (3) 事業実績報告書

年度における支援状況及び支援結果など次に掲げる内容の概要を取りまとめ、本市より指定のある期日迄に、次に掲げる事項を記載した実績報告書の提出とともに委託業務の完了報告を行うものとする。なお、それ以外で本市が指定する書類に関しては、別途期日指定を設けるものとする。

- ア 実施場所、実施日時、参加者数、支援内容
- イ 高等学校受験者の受験結果
- ウ 支援対象者の学力の変動
- エ その他必要と認められる報告等

## 11 委託料について

### (1) 授業料、入塾料、教材費、模試代等の学習支援に必要な費用について委託料の支払いを行うものとする。

### (2) 支援対象者1人あたりの委託料の上限額は以下の通りとし、上限額を超える部分については委託料の支払いを行わない。

- ア 中学1・2年生 329,975円
- イ 中学3年生 429,595円

### (3) 授業料については、支援対象者の出席状況に関わらず、支払を行うものとする。 ただし、一度も出席がない月の授業料は、支払を行わないものとする。

なお、入塾、退塾時の取り扱いは以下の通りとする。

ア 入塾時

月途中で入塾する場合の授業料は、入塾後の授業回数を当該月の授業回数で按分した額とする。

イ 退塾時

原則、退塾は月末とする。ただし、やむを得ない事情により、月途中で本事業を実施する塾を変更する場合は、退塾日までの授業回数を当該月の授業回数で按分した額とする。

1 2 委託料の支払いについて

- (1) 委託料は、毎月の利用実績に応じた金額を毎月支払うものとする。ただし、契約で定める支援対象者1人あたりの委託料の上限額を超える部分については委託料の支払いを行わない。
- (2) 支払いについては、連絡会での事業報告及び報告月間報告書の提出の後、事業者からの請求書の提出をもって行うものとする。
- (3) 請求書の提出とあわせて、請求内容の内訳が分かる資料を提出するものとする。

1 3 その他

- (1) 苦情対応  
支援対象者及びその保護者等と受託者間の苦情、トラブルへの対応は、原則として受託者の責任で行うとともに、その概要を本市へ報告する。
- (2) 個人情報保護  
本委託業務を行うにあたって、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護法を遵守し、その取り扱いを適正に行わなければならない。
- (3) 守秘義務  
本委託業務執行にあたり知りえた情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。
- (4) 協議  
この仕様書に記載がない事項、業務の実施に関して必要な事項等については、本市及び受託者の双方で協議の上、決定するものとする。